

奥州市監査委員告示第17号

令和元年奥州市監査委員告示第16号により公表した定期監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により奥州市長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月28日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 千 葉 洋 一

奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査実施期日

予備監査 令和元年6月10日及び11日

本監査 令和元年7月3日

2 留意改善を要する事項及び措置内容

部課等名	留意改善を要する事項	措置内容
国民宿舎サンホテル衣川荘	サービスにおいて、時間外勤務命令簿の記載誤りや勤務時間数の集計誤りがあるなど時間外勤務命令に不備があるものが20件、年次休暇請求処理票に記載漏れがあるなど年次休暇申請等手続きに不備があるものが5件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。	不備のあった時間外勤務命令及び年次休暇申請等手続きなどの記載誤りは訂正しました。 また、これらについて再発防止を図るため、その原因と改善すべき事項を確認し、従業員でその内容を共有し、月に2回、衣川総合支所職員2名の派遣をお願いし、適正な事務に取り組んでいきます。